

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【公表番号】特表2010-514458(P2010-514458A)
 【公表日】平成22年5月6日(2010.5.6)
 【年通号数】公開・登録公報2010-018
 【出願番号】特願2009-544917(P2009-544917)
 【国際特許分類】

A 2 3 D 7/00 (2006.01)
 A 2 3 L 1/30 (2006.01)
 A 2 3 C 9/13 (2006.01)
 A 2 3 G 9/32 (2006.01)
 A 2 3 G 9/44 (2006.01)
 A 2 3 G 9/52 (2006.01)
 A 2 3 D 7/015 (2006.01)
 A 2 3 C 9/152 (2006.01)
 A 2 3 K 1/18 (2006.01)
 A 2 3 K 1/16 (2006.01)
 A 2 3 L 1/24 (2006.01)

【 F I 】

A 2 3 D 7/00 5 0 0
 A 2 3 L 1/30 B
 A 2 3 C 9/13
 A 2 3 G 9/02
 A 2 3 D 7/00
 A 2 3 D 7/00 5 0 2
 A 2 3 C 9/152
 A 2 3 K 1/18 B
 A 2 3 K 1/18 Z
 A 2 3 K 1/18 D
 A 2 3 K 1/18 1 0 2 A
 A 2 3 K 1/16 3 0 1 F
 A 2 3 K 1/16 3 0 4 C
 A 2 3 L 1/24 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月28日(2010.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステアリドン酸を含む食品であって、香味料分解に対して、ステアリドン酸ではなくエイコサペンタン酸を有する以外は同一の食品よりも少なくとも5%長い貯蔵寿命を示し、ここに該ステアリドン酸がトランスジェニック植物に由来し、さらに3重量%未満のリノレン酸を有する油を含む該食品。

【請求項2】

ステアリドン酸を含む動物飼料生成物であって、ステアリドン酸ではなくエイコサペンタン酸を有する以外は同一の飼料生成物よりも少なくとも5%長い生成物寿命を示し、ここに該ステアリドン酸がトランスジェニック植物に由来し、家畜または水産養殖用の飼料として使用することができ、さらに3重量%未満のリノレン酸を有する油を含む該動物飼料生成物。

【請求項3】

ステアリドン酸を含むニュートラシューティカル生成物であって、香味料分解に対して、ステアリドン酸ではなくエイコサペンタン酸を有する以外は同一のニュートラシューティカル生成物よりも少なくとも5%長い寿命を示し、ここに該ステアリドン酸がトランスジェニック植物に由来し、該生成物がニュートラシューティカルとして利用され、さらに3重量%未満のリノレン酸を有する油を含む該ニュートラシューティカル生成物。

【請求項4】

該貯蔵寿命が少なくとも15%長い請求項1ないし3のいずれか1項に記載の食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物。

【請求項5】

さらに、トコフェロールを含む請求項1ないし3のいずれか1項に記載の食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物。

【請求項6】

さらに、0.1重量%ないし80重量%のステアリドン酸を含む請求項1ないし3のいずれか1項に記載の食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物。

【請求項7】

さらに、ダイズタンパク質を含む請求項1ないし3のいずれか1項に記載の食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物。

【請求項8】

40重量%未満のリノール酸を含む請求項1ないし3のいずれか1項に記載の食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物。

【請求項9】

さらに、ダイズ油中の脂肪酸またはその誘導体の総重量に基づいて、少なくとも10重量%のステアリドン酸、少なくとも400ppmのトコフェロールおよび最大で35重量%のリノール酸からなるトランスジェニック・ダイズ油を含む請求項1記載の食品。

【請求項10】

食品が

a) ダイズ粗挽き粉；

b) ダイズ粉；

c) 脱脂ダイズ粉；

d) 豆乳；

e) 噴霧乾燥豆乳；

f) ダイズタンパク質濃縮物；

g) 特定のきめを出したダイズタンパク質濃縮物；

h) 加水分解ダイズタンパク質；

i) ダイズタンパク質単離物；および

j) 噴霧乾燥豆腐

よりなる群から選択される請求項1記載の食品。

【請求項11】

ステアリドン酸を含む油組成物と食べ物とを混合して、他の脂肪酸のレベルに対する食べ物中のステアリドン酸の量を増加させ、他の脂肪酸のレベルに対する食べ物中のリノレン酸の量を減少させることを含む請求項1記載の食品の製造方法。

【請求項12】

トランスジェニック植物由来のステアリドン酸を含む油組成物と飼料栄養分とを混合することを含む請求項2記載の動物飼料生成物の製造方法であって、該飼料生成物がさらに

3重量%未満のリノレン酸を有する油を含む該方法。

【請求項13】

トランスジェニック植物由来のステアリドン酸を含む油組成物を食べ物に添加することを含む請求項3記載のニュートラシューティカル生成物の製造方法。

【請求項14】

該食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物がさらに0.1重量%ないし80重量%のステアリドン酸を含む請求項11ないし13のいずれか1項に記載の方法

。

【請求項15】

さらに、ダイズタンパク質を食品、動物飼料生成物またはニュートラシューティカル生成物に添加することを含む請求項11ないし13のいずれか1項に記載の方法。